

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第23号

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="272 618 357 651">附 則</p> <p data-bbox="193 667 759 745">（特定大規模災害に対処するための応急防災等作業手当の特例）</p> <p data-bbox="199 763 314 797">8 （略）</p> <p data-bbox="193 813 759 891"><u>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例）</u></p> <p data-bbox="199 909 772 1888">9 <u>第7条の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の患者若しくはその疑いのある者がいる医療機関若しくは宿泊施設のうち人事委員会規則で定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）の防疫等作業手当を支給する。</u></p> <p data-bbox="186 1906 759 1977">（給与条例附則第16項等の規定が適用される職員の職業訓練等手当の特例）</p>	<p data-bbox="887 618 971 651">附 則</p> <p data-bbox="807 667 1374 745">（特定大規模災害に対処するための応急防災等作業手当の特例）</p> <p data-bbox="813 763 928 797">8 （略）</p> <p data-bbox="807 1906 1374 1977">（給与条例附則第16項等の規定が適用される職員の職業訓練等手当の特例）</p>

10 (略)

9 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。